

令和3年12月2日(木)

日本商工会議所 東京事務所

年末年始の特定原産地証明書発給事務対応について
(東京事務所からのご案内)

本年度の年末年始の営業日につきましては既にご案内のとおりですが、2022年1月からの日・タイ経済連携協定(以下、「日タイ協定」)附属書二及び運用上の手続規則の改正(HSコード2002→2017への移行)並びに同協定の電子発給開始に伴い、年内の判定・発給各ご申請の受付は下記のとおりとさせていただきます。

年末年始には申請件数の増加が予想されますので、お時間に余裕をもってご申請いただきますよう、お願いいたします。

記

1. 年末のご申請について

(1) 原産品判定申請

① **日タイ協定**(HS2002に基づくご申請)

最終受付：2021年12月16日(木)

※年内最終日(28日)までに承認されていないご申請は、29日以降、自動的に「保存」となります。2022年1月4日以降に改めてご申請ください。

※16日(木)までのご申請で、申請内容の不備や、確認が必要になる場合には、差し戻しをさせていただきます。指摘箇所の確認・ご修正をいただいても、年内最終日(28日)までに承認されない場合は、自動的に「保存」となりますので、2022年1月4日以降、改めてご申請ください。

※年内にHS2002に基づいて原産品判定番号を取得した場合(承認された場合)でも、2022年1月以降に判定番号を使用するには、HS2017に基づいて原産性を改めて確認し、システム上で移行手続きをする必要があります。原産品判定番号の取り直しや、日本商工会議所への立証資料の再提出は不要ですが、原産性立証資料は協定で定められた期間、保存する義務があり、求めに応じてご提出いただくことがあります。

②日タイ協定以外

最終受付：2021年12月28日（火）

※28日（火）までご申請は可能ですが、年内の判定承認（判定番号取得）をお約束するものではありません。

（2）第一種特定原産地証明書 発給申請

①日タイ協定（HS2002に基づくご申請・専用紙での発給）

最終受付：2021年12月23日（木）

※年内最終日（28日）までに承認されていないご申請は、29日以降、自動的に「保存」となります。2022年1月4日以降に改めてご申請ください。なお、2022年1月以降のご申請では、専用紙での発給はできません。

※23日（木）までのご申請で、申請内容の不備や、確認が必要になる場合には、差し戻しをさせていただきます。指摘箇所の確認・ご修正をいただいても、年内最終日（28日）までに承認がされない場合は、自動的に「保存」となりますので、2022年1月4日以降、改めてご申請ください。

※証明書の年内発送をご希望の場合は、最終受付（23日）までに発給申請のうえ、2021年12月27日（月）までに手数料の入金確認ができ、かつ郵送先の登録が完了している必要があります。（最終受付までにご申請いただいても、手数料の入金確認・郵送先登録の手続きが完了していない場合は、年内の発送はできません。）

※年内最終日（28日）までに「手続中（承認）」となったご申請は、専用紙での発給になります。入金確認が28日以降となった場合や、2022年1月以降に手数料の振込（またはクレジット決済）・郵送手続きをする場合でも、pdfで発給することはできません。

②日タイ協定以外

最終受付：2021年12月28日（火）

※28日（火）までご申請は可能ですが、年内の証明書発給（発送）をお約束するものではありません。

※証明書の年内発送をご希望の場合は、12月23日（木）までに発給申請のうえ、12月27日（月）までに手数料の入金確認ができ、かつ郵送先の登録が完了している必要があります。（最終受付までにご申請いただいても、手数料の入金確認・郵送先登録の手続きが完了していない場合は、年内の発送はできません。）

年末のご申請は特に、受取可能な郵送先であることを十分確認のうえご登録ください。
発送日（着日）の指定や、郵送先登録後の住所・宛先の変更はできません。
また発送後の郵便事情や未着等、一切の責任は負いかねます。

2. 年始のご申請について

(1) 原産品判定申請

①日タイ協定 (HS2017 に基づくご申請)

受付開始：2022年1月4日(木)～

※2021年12月28日までに承認されなかったご申請は、自動的に「保存」となっています。HS2017に基づいて原産性を立証し、改めてご申請ください。

②日タイ協定以外

受付開始：2022年1月4日(木)～

(2) 第一種特定原産地証明書 発給申請

①日タイ協定 (HS2017 に基づくご申請・pdfでの発給)

受付開始：2022年1月4日(木)～

※2021年12月までに取得した原産品判定番号を使用して発給申請をする場合には、発給申請前までに、HS2017への移行後にも製品の原産性が保たれていることを確認のうえ、システム上で移行手続きを済ませている必要があります。(自社で原産品判定を行っておらず、同意通知を受けている発給申請者は、同意通知元に原産品判定番号の移行手続きを依頼してください。同意通知の有効期限は、移行手続き前の期限が引き継がれます。)

[「日タイ協定 HS コード移行に伴う判定番号継続利用手順」の操作説明](#)

※2021年12月28日までに承認されなかったご申請は、自動的に「保存」となっています。HS2017への移行手続きをお済ませのうえ、改めてご申請ください。

※2021年12月28日までに「手続中(承認)」となったご申請は、専用紙での発給となり、pdfの発給(ダウンロード)はできません。

②日タイ協定以外

受付開始：2022年1月4日(木)～

記載の内容は、日本商工会議所東京事務所での事務対応をお知らせするものです。

東京事務所以外へご申請の方は、申請先の各事務所へお問合せください。

以上

日本商工会議所 東京事務所

TEL：03-6364-7771 FAX：03-6372-1689